

令和6年度第11回

三種町農業委員会総会議事録

会期:令和7年1月10日

会 議 録

三種町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年1月10日(金) 午後3時00分から午後4時30分

2. 開催場所 三種町農政庁舎会議室

3. 出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	渡部 整悦	12	近藤 幸生
2	珍田 宇臣	13	
3	檜森 茂樹	14	田中 武晴
4	柴田 千津子	15	工藤 朝鋭
5	相澤 光博	16	金子 英樹
6	関 昇誠	17	門間 一
7	三浦 英樹	18	田村 公恵
8	嶋田 悟	19	
9	川上 義英	20	児玉 校也
10	近藤 勘一	21	高松 薫
11		22	豊田 實

4. 欠席委員 11番 佐々木 亨
13番 小玉 幹夫
19番 佐藤 久男

5. 欠番委員 ー

6. 事務局職員 事務局長 見上 貢
主任 渡邊 唯
専門員 寺沢 梶人

7. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 農業委員会事務報告について

日程第4 議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請(所有権移転)について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請(5条転用)について

議案第3号 農用地利用集積計画の決定(所有権移転)について

議案第4号 農用地利用集積計画の決定(利用権設定)について

日程第5 協議案件

協議第1号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について

日程第6 報告事項

報告第1号 農地法第18条第1項第2号に該当する合意解約及び使用貸借の解約について

報告第2号 町外農地の権利移動について

報告第3号 非農地の決定について

その他

8. 会議概要

事務局長	お疲れ様です。 ただいまから令和6年度 第11回 三種町農業委員会総会を開催します。 開会にあたりまして、会長からごあいさつをお願いします。
会長	(会長あいさつ)
事務局長	これより議事に入りますが、会議の進行は、三種町農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長が議長」となることとなっておりますので、よろしくお願いします。
議長	それでは、会議の進行にご協力下さいますよう よろしく申し上げます。 ただ今の出席委員は、19名であります。 三種町農業委員会会議規則第6条により、定足数に達しておりますので、これより「令和6年度第11回三種町農業委員会総会」を開会いたします。
議長	それでは、議事に入ります。 日程第1、「議事録署名委員」の指名を行います。
議長	議事録署名委員は、三種町農業委員会会議規則第13条により、 14番 田中 武晴 委員、 15番 工藤 朝鋭 委員の両名をお願いします。
議長	日程第2、「会期の決定について」お諮りします。 本日ご審議いただく議案は、先に通知しております、「農地法第3条の規定による、許可申請(所有権移転)について」他、3件。 協議案件は、「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について」が1件。 報告事項は、「農地法第18条第1項第2号に該当する合意解約及び使用貸借の解約について」、他2件となっておりますが、会期は本日1日限りとして、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議長	異議ないようですので、会期を本日1日限りといたします。
議長	日程第3、「農業委員会事務報告について」は、後で確認してください。
議長	日程第4、「議案審議」については、事前に資料を配付しております。

議長	それでは、議案第1号の質疑を受け付けます。 議案第1号について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。
珍田委員	1番について補足します。場所は羽立集落のやや北西側に位置しており、長らく■■■■■さんの父親が管理していましたが、何年も前に体調を崩してしまい、そのあと■■■■■さんが実質的に管理してきました。■■■■■さんも高齢になってきており、早い内に整理しておきたいという気持ちがあったようで、まず■■■■■さんの名義に変更したいということで上がってきたようです。ずっと水稻作付されておりなんら問題ないと思われますので、よろしくお願いします。
議長	ほかになれば質疑なしと認め、採決をいたします。
議長	議案第1号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
議長	挙手多数と認め、議案第1号は、原案のとおり決定します。
議長	続いて、議案第2号の質疑を受け付けます。 議案第2号について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。
議長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。
議長	議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
議長	挙手多数と認め、議案第2号は、原案のとおり決定します。
議長	続いて、議案第3号の質疑を受け付けます。 議案第3号について、ご質問又はご確認等がありましたら、挙手願います。
近藤委員	1番についてです。下岩川の長面地区では基盤整備事業に取り組んでいます。当初は24haの農地を基盤整備事業としてやる計画でしたが、さらに増えて、今現在約50haの計画となっています。工事開始が令和9年から予定しております。それに伴い、登記を直すという作業をしております。長面地区や下岩川地区の農家の賛同はほぼ100%得られているのですが、各地に散った人たちの登記を直すのがなかなか困難を極めております。登記を直さないと、県のほうも補助事業をなかなか認可してくれない、あるいは認可したとしても、一番重要な真ん中あたりをやれないという状態です。毎年10箇所くらいの新規の申請があるそうですが、認可してもらうのが大変だという話も聞きます。 岩手県の■■■■■、■■■■■さんの田もここにありました。この方の祖母の名義で登記されていたそうです。ここは非常に重要なところで、ここを■■■■■が買うことになりました。総額2万3,800円ですが、登記料がこの2倍以上かかっています。こ

	こも大事な場所ですので、確保しました。ただ確保できないところも2、3箇所ありまして、明治の名残を残すような、今は無い金融機関などの登記も直していかなければならない。相続人も100人を超えるような状態で、なかなか不可能です。ここをなんとかできないかということで思案しているところです。 基盤整備事業を進めるためにも地域一丸となって取り組んでいますので、皆さんの認可をいただければと思っています。どうかよろしくお願いします。
議長	他にありませんか。
田中委員	3番、4番、5番について補足します。3番について、場所は富岡集落の隣地にあたる場所で、■■■■さんの自己所有地の背中合わせで、現在小作をしている田です。価格に関しては、鵜川地区では一等地で整備された場所なので、相場通りと考えております。 4番は、場所は鵜川の農協のガソリンスタンドから森岳方面へ向かい、高速をくぐった左手になります。■■■■さんの所有地の近くで、■■■■さんが鵜川地区の田を求めているということで、意欲のある方なので大丈夫だと思います。価格は三角地で耕作不便を考え、少し安くなっていますが、妥当だと思っています。 5番は、場所は鵜川のB&Gプールの向かい側で、■■■■さんの自宅のすぐ近くで田の隣地にあたります。■■■■さんは去年病気になりまして、全て整理するという事で売却という話になりました。金額に関しては、近々の取引に合わせて45万円という価格になっているので、問題ないと思います。
議長	他にありませんか。
議長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。
檜森委員	決を採る前に、少しいいですか。1番の件について、近藤委員から話がありましたが、我々が売買の許可を出して名義の変更はできるのかどうか聞きたいです。
事務局長	大丈夫なようです。
檜森委員	例えば、この件でなくとも、古い名義を直すといった場合があれば、教えていただければと思います。
事務局長	ありがとうございます。
議長	他にありませんか。
近藤委員	よろしいですか。100人の相続ということは実質不可能ですよ。例えば2分の1といった規定がありますが、それでも50人は必要です。本人とその子までの相続

	で2分の1以上、それ以降は関係ないと、これは■■■さんから聞いたんですが、そこまでして登記を直す必要はないだろうと思っていますが、ここまでの段階で切ることができるんですよ。
事務局長	法務局の判断なのでなんとも言えませんが、契約手続きは2分の1以上の同意で可能です。それ以外であれば契約する権利が無いので断らざるを得ません。その場合は時効取得等が考えられますが、名義の変更について農業委員会でできることは無いような状況です。
檜森委員	例えば30年くらいその土地の税金を払っていれば時効取得できるといった話もあるので、相続関係で幻のような土地を無くせるように政府も優先的にやってくれればと思います。
事務局長	時効取得もあるようですが、書類作成を考えると司法書士にやってもらうことが多いと思うので、司法書士と相談してやっていただく方向が最善かと思います。また、どうしても所有者不明で耕作者や買いたい方がいるのであれば、所有者不明の農地の取り扱いとして公告等で可能となるケースもありますが、まずは相談してもらえればと思います。時効取得であれば法務局からの報告で議案には上がっていると思います。
檜森委員	いろいろなケースがあると思うので、教えていただけるとありがたいです。
議長	他になれば、議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
議長	挙手多数と認め、議案第3号は、原案のとおり決定します。
議長	続いて、議案第4号の質疑を受け付けます。 議案第4号について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。
議長	なければ質疑なしと認め、採決をいたします。
議長	議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
議長	挙手多数と認め、議案第4号は、原案のとおり決定します。
議長	日程第5、協議案件第1号の「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について」を議題とします。
議長	事務局の説明をお願いします。

	(事務局、協議案件について説明)
議長	ただいまの事務局からの説明について、ご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。
相澤委員	今回の案件全て10年契約になっていますが、契約者の関係上、内容を変更してくることもあるということですか。その都度契約の内容は変わってくるということでしょうか。
事務局長	今までも10年契約であったので、前と同じく10年で、ということで契約しているのが多いと思います。場合によっては短くなることもあるかと思います。
相澤委員	例えば10年契約の再設定ですが、その間に契約者に万が一があれば、契約者の変更等で議案として上がってくるという認識でよろしいですか。
事務局長	その認識で間違いありません。
議長	他になれば質疑なしと認め、採決をいたします。
議長	協議案件第1号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。
議長	挙手多数と認め、協議案件第1号は、原案のとおり承認決定します。
議長	日程第6、「報告事項」については、事前に資料を配付しておりますが、なにかご質問又はご確認等がありましたら挙手願います。
	(「異議なし」)の声あり
議長	無いようですので、「その他」に入ります。
議長	事務局並びに委員の皆様から、何かご意見等ございませんか。
近藤委員	基盤整備事業について教えていただきたいのですが、農地中間管理機構関連農地整備事業等によって基盤整備事業を推し進めています。国の政策でこのあと集積加速化基盤整備事業があり、それと今の基盤整備事業、この2つの違いがどこかということ、集積加速化事業は目標未達成の場合7.5%を地元負担にするという厳しい事業です。秋田県の場合は農地中間管理事業でやっているの地元負担はゼロです。しかし、集積加速化に移行されると、1反歩あたり2,000万円の基盤整備事業で、50haやるとすると総額10億円になります。その7.5%となると、7,

	500万円を地区の農家が払わなければならなくなります。そうすると誰も賛成しなくなると思うんですね。集積加速化基盤整備事業を導入しているところもあると聞きます。秋田県でもこれが実施されていくことになるのかどうか、情報があれば教えてくださいたいです。 例えば、集積加速化基盤整備事業をやるにあたって、収益の2割以上を畑作物によって得なければならない。下岩川の場合は畑作にまったく適していないので、目標未達成となればかなり厳しいと思います。今後集積加速化に移行していくのかどうか教えてくださいたいです。
事務局長	今のところ農業委員会のほうには農林課のほうからも県のほうからも情報は来ていませんが、現在受益者負担無しでやっているの、そのままやってほしいとは思いますが。何か情報があれば共有します。
渡部委員	今の基盤整備事業は非常にハードルが高い。3反歩田がいくらかあるとか、細々した農地を1反歩田にしたところなど、それがあると一次換地も終わっているということで、なかなか採択してもらえないらしいです。地元負担があってもいいからやってほしいというところがあれば、集積加速化事業に移行するのではないかな。 高収益作物も計画書を作成する際にどういうことをするのか記載し、採択後に事業が完了するまでは10年から15年にかかるわけで、実際は絵に描いた餅のような状態になるのではないかな。志戸橋も基盤整備事業を予定しているので、情報をいただければと思います。
議長	他にありませんか。 (事務局の説明)
議長	ほかに無いようなので、次回の総会の開催について、2月10日(月)、午後1時30分からとして、よろしいでしょうか。 (「異議なし」)の声あり
議長	それでは、次回の総会は、2月10日(月)午後1時30分とします。
議長	以上をもちまして、令和6年度 第11回 三種町農業委員会総会を閉会します。
議長	ご苦労様でした。

令和7年1月10日

三種町農業委員会議長 _____

議事録署名委員 14番 _____

議事録署名委員 15番 _____